

分譲地取得補助金交付要綱

平成24年3月26日

告示第13号

改正 平成24年6月1日告示第35号

平成24年11月21日告示第62号

平成27年4月 日告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、睦沢町が分譲している分譲地（以下「分譲地」という。）の販売促進を図り、若者の定住を推進するため、予算の範囲内において、当該分譲地の土地取得に係る補助金を交付することについて、睦沢町補助金等交付規則（昭和56年睦沢町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 相当の期間居住する意思を持って、自己又は同居する者の所有し、又は共有する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳に記載されている者で、生活実態があるものをいう。
- (2) 分譲地を取得した日 登記事項証明書に記載された所有権移転登記完了年月日をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、平成24年4月1日以降に分譲地を取得した者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請時において、どちらかが満40歳以下の夫婦または満40歳以下のひとり親世帯の父または母（以下「若者夫婦等」という。）。
- (2) 補助金の交付申請時において、申請者及び同居している者に市区町村税等の滞納がないこと。
- (3) 分譲地を取得後、2年以内に住宅を建設し、5年以上継続して若者夫婦等で住所を有すること。
- (4) この要綱の規定による補助金を過去に受け取ったことがないこと。
- (5) 分譲地の所在する地域コミュニティ活動に積極的に参加すること。

(6)新たに町が分譲する分譲地を取得したものにあっては、地元の自治会に加入すること。

(補助金の額)

第4条 町長は、交付対象者に対し、補助金として譲渡価格に若者夫婦等の持分を乗じた額の1/2を交付するものとする。ただし、1,000円以下の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、分譲地取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 土地譲渡契約書の写し
- (2) 個人情報の閲覧に係る同意書(様式第2号)
- (3) 分譲宅地引渡書の写し
- (4) 転入者にあつては転入前の市町村における世帯全員の納税証明書
- (5) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、分譲地を取得した日以降とする。

3 交付対象者は、分譲地を取得した日から6か月以内にしなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは分譲地取得補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないときは分譲地取得補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による分譲地取得補助金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、分譲地取得補助金交付請求書(様式第5号)により町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、第6条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

2 第3条第3号の要件を満たさず、分譲地を取得した日から起算して、2年以内に住宅を建設しなかった場合は全額、住宅を建設した日から起算して、5年以内に居住しなくなった場合は、5年に満たない期間分（補助金を5年で除した金額を1年として計算する）を返還させることができる。

3 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、分譲地取得補助金返還通知書（様式第6号）により、当該補助金を返還すべき者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(補助金の返還の免除)

第10条 町長は、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当し、交付を受けた者等から申請があったときは、補助金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 災害、疾病その他自己の都合によらず、やむを得ない事由により譲渡するとき。

(3) その他町長が特に必要と認めたとき。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日告示第35号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年11月21日告示第62号）

この告示は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

附 則（平成27年4月1日告示第 号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。